

指導看護師等・指導者派遣事業所に実施していただく業務について（医療職の皆様へ）

裏面もあります！



指導看護師等とは

第三号研修（特定の者対象）において、介護職員等（受講者）への 初回の指導、急変時の連携及び実地研修の最後の評価を実施し、評価票へ署名ができる方をいいます。

指導看護師等の要件は、医師・保健師・助産師又は正看護師で、指定の研修を修了した方とされており、准看護師は認められていませんのでご注意ください。

（准看護師は、指導看護師等の指示の下で講師補助者として研修に携わることのみ可能です）

業務について

1 実地研修前（施設・介護事業所からの指導・評価依頼）

- ・指導看護師等派遣承諾書 **様式 2** を作成する

施設・介護事業所等は、研修を申し込むにあたりさくら会へ本承諾書の提出が必要です。必要箇所に記入、押印して、施設・介護事業所等へお渡してください。

*本承諾書原本は最終的にさくら会が保管します。コピーをとっておいてください。

- **指導看護師等がない（又は指導看護師等を増員したい）場合は、**

指導者養成研修の申込みが必要です。**様式 2-1** をあわせて介護事業所等へ提出してください。さくら会で受理後、指導者養成研修の教材をお送りします（有料）。

*指導者養成研修のみの申込みは、お受けしておりません。

*教材は自己学習形式です。指定動画を視聴してアンケートをさくら会へ提出して頂きます。

*詳しくは **様式 2** 及び **様式 2-1** をご覧ください。

《下記に該当する場合、新たに指導者養成研修を申し込む必要はありません》

- ・平成 23 年以降に実施された「東京都介護職員等によるたんの吸引等の実地のための研修（特定の者対象）」の際、指導者養成研修を受講し、アンケートを提出した方。
- ・公益財団法人日本訪問看護財団の実施する「喀痰吸引・経管栄養セミナー」を修了している方。
- ・その他、研修登録機関により第三号研修対象の指導者養成研修を受講修了された方。



注意：「医療的ケア教員講習会」は、不特定の者（第一号、第二号研修）における指導者資格です。特定の者（第三号研修）の指導者としては認められていません。

2 実地研修

- ・かかりつけ医等の医師からの承認と書面等（訪問看護指示書等）による指示を確認したうえで、受講者に対する指導を実施してください。

- ・初回の指導、急変時の連携、最後の評価は必ず指導看護師等が行ってください。

それ以外の時間は必要に応じて、医師・看護師と連携した経験のある介護職員及び利用者本人、ご家族が指導の補助を行って頂いても構いません。

- ・所定の評価票を用いて、評価を実施してください。

所定の評価票のすべての項目についての評価結果が、連続2回「ア：手順どおりに実施できる」となるまで評価を実施してください。

* 評価の際、利用者（家族）の意見を聴取することが可能な場合は、利用者（家族）の意見を踏まえた上で評価を実施してください。

3 実地研修終了後

- ・評価票と評価まとめ票を作成し、依頼元（施設・介護事業所等）へ提出する

- ① 指導看護師等は評価票に必要事項を記入し、指導看護師等派遣事業所（ご所属先）に提出してください。
- ② 指導看護師等派遣事業所は、①の記載事項に間違い・漏れがないかを確認し（事業所名や指導看護師等の署名）、評価まとめ票を作成・押印してください。
- ③ ①②を最終確認し、評価した介護職員等の所属する施設・介護事業所等へ提出してください。

以上

《留意事項》 必ずお読みください

- ・指導資格のない方が評価した実地研修（評価結果）は無効です。
- ・指導看護師等であっても、さくら会が受講決定をする前に行った実地研修（評価結果）は認められません。（受講決定済みであるかの確認は、施設・介護事業所等へ直接お尋ねください）
- ・さくら会から実地研修の謝金の支払いはございません。指導看護師等派遣事業所と施設・介護事業所等の間で事前に取り決めてください。
- ・本会から指導看護師等派遣事業所へ連絡や通知をすることは、通常、ございません。ご不明点や確認事項等がございましたら、下記まで問合せをお願い致します。

